

平成23年4月6日

民主党国土交通部門会議  
座長 田村謙治 様

(社) 全国乗用自動車連合会  
会長 富田昌孝

### 東日本大震災に関する陳情書

当連合会に対しましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る3月11日に発生致しました太平洋三陸沖を震源とする大地震によりまして、東北地方を中心に都市機能が麻痺状態となっているところであります。ハイヤー・タクシー事業におきましても被害は甚大であり、公共交通機関としての使命である地域住民の足の確保が困難な状況となっております。このため一日も早く事業の復旧ができますよう、被災地では必死に復旧作業に努めているところでございますが、各事業者の自助努力のみでは限界があると考え次第であります。

また、長年の需要減と燃料高騰によって厳しい状況にある当業界でございますが、今般の震災以降、直接の被害が無い地域におきましても、各種行催事の中止等自粛ムードにあることから、輸送需要が急激に減少し、経営環境は危機的な状況に陥っております。

つきましては、これらの事情をよろしくご賢察の上、下記の事項について早急に対策を講じて頂きますようお願い申し上げます。

#### 記

1. 被災地の救済のため、被災に起因する離職者を雇用した企業に対し、助成措置を講じられたい。
2. 引き続き、被災地におけるLPガス等（ガソリン・軽油）燃料供給態勢を確保されたい。また、被災地以外の地域においてもLPガス等（ガソリン・軽油）燃料の確保が困難になっていることから、公共交通機関たるハイヤー・タクシーに優先的な供給態勢を構築されたい。

3. 被災地における危機的な経営環境に鑑み、自動車関係諸税（石油ガス税、石油石炭税、自動車重量税、自動車取得税、自動車税）及び自賠責保険料の減免を図られたい。
4. 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫においては、災害復旧貸付が行われているところであるが、これにとどまらず、被災地における低金利または無利子貸付の融資制度を、貸付要件の緩和も含め拡充されたい。
5. 被災地においては、必要に応じ道路運送法等の弾力的運用を図られたい。
6. 一昨年10月施行のタクシー適正化・活性化法に基づき、全国で約2万両の車両の削減等に取り組んできたが、今般の大震災による直接・間接の影響により、これまでの努力を上回る大きな打撃を受けているところである。  
これらの状況を克服するためには、今後タクシー事業に係る規制・制度につき抜本的な見直しが必要であると考えており、これまで貴党タクシー政策議員連盟において検討が進められてきたタクシー事業法案について早期成立を図られたい。
7. 今後の災害発生時に鉄道が長時間運行停止となった場合において、帰宅困難者を出さない仕組みとして、公共交通機関であるタクシー・バスの機能を最大限に活用するため、災害時に自家用車の使用を規制し、タクシー・バスが優先的に走行することができる交通規制の在り方を検討されたい。

以上